

環境こだわり農業への支援の継続について

1. 提案

消費者に対し、より安全で安心な農産物を供給するとともに、環境と調和のとれた農業生産を確保するためには、化学合成農薬や化学肥料の使用量を5割以下に低減する環境こだわり農業を将来的にもより一層推進する必要がある。

現行の農地・水・環境保全向上対策による環境こだわり農業に対する支援制度は、恒久的な制度と位置づけ、より一層の拡大に取り組みたい。そのため、現在検討されている環境保全型農業直接支払制度の創設にあたり、引き続き環境こだわり農業の取組も支援対象とされたい。

平成23年度において、現行制度に基づく取組拡大分についても支援の対象とされたい。

平成23年度に創設される環境保全型農業直接支払制度について、地域の実情を踏まえた取組を支援対象として追加・拡大すること。

2. 現状と課題

本県の環境こだわり農業の取組は、平成19年度からの農地・水・環境保全向上対策の積極的な実施により、飛躍的に拡大し、水稻では作付面積の1/3にまで広がっている。

その結果、県下の化学合成農薬の使用量は、環境こだわり農業を進める前の平成12年度と比べて3割以上削減され、環境こだわり栽培における農薬や窒素の水田からの流出量は、約50～60%削減されることも確認された。

消費者のより安全で安心な農産物に対するニーズは高い。

従来の環境こだわり農業の取組は、環境保全型農業直接支払制度では受給要件となり、支援対象とはならない。

平成23年度の取組に対する支援は、平成22年度の支払実績の範囲内で行われ、拡大分は対象とならないため、平成23年度の取組拡大に支障を来すことが懸念される。

本県では、生物多様性保全の営農活動として、排水路に魚道を設置し在来魚を水田で繁殖させる「魚のゆりかご水田」に26地域、111haで取り組んできたところ。

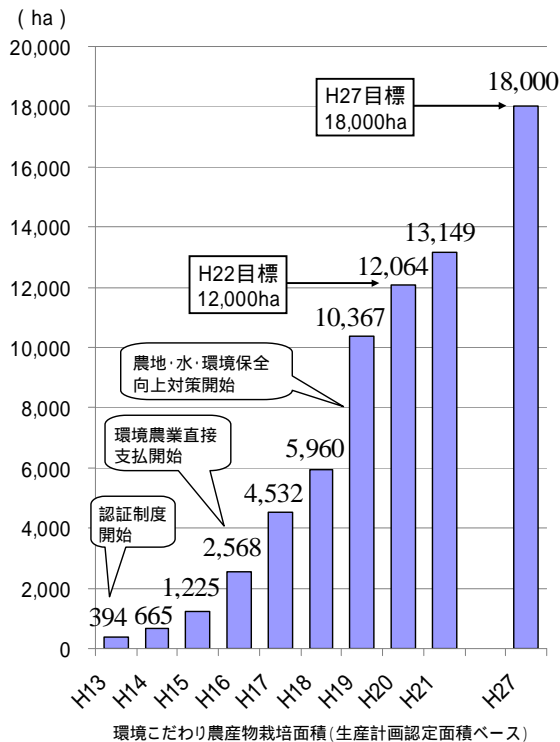
3. 本県の取組状況

平成13年度	環境こだわり認証制度を創設。
平成15年度	環境こだわり農業推進条例を制定。
平成16年度	環境農業直接支払制度を創設。
平成19年度	農地・水・環境保全向上対策。
平成21年度	取組面積13,149ha。(内国制度の活用11,352ha)
平成22年度	18,000ha(平成27年度)を目標に推進基本計画を改定中。

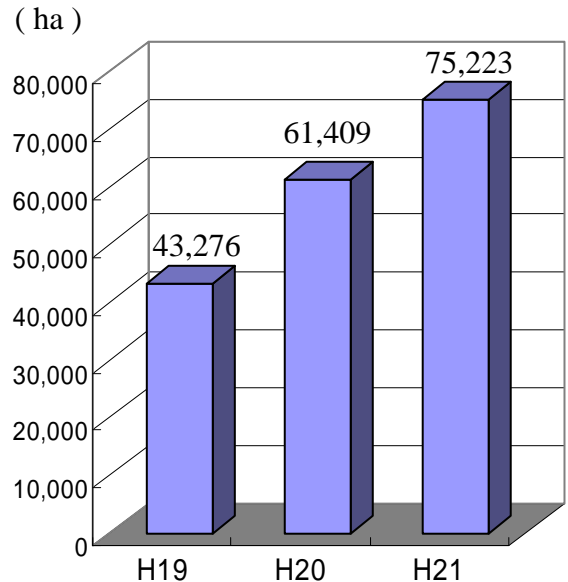
(農林水産省)

(提案の概要)

本県の取組経過と面積目標

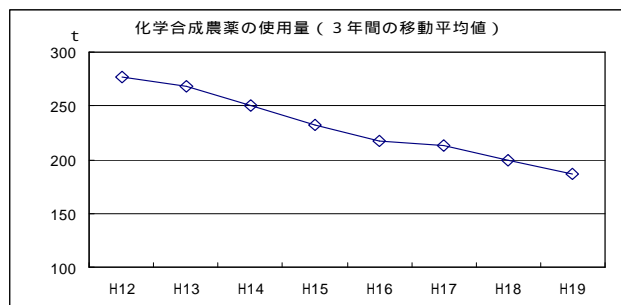


農地・水・環境保全向上対策の取組状況 (全国ベース)



先進的営農活動支援の取組面積 (農林水産省調べ)

環境こだわり農業の効果 化学合成農薬使用量の減少



新たな環境直接支払制度の提案

